

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）が、活動状況、事業運営内容、財務状況等に関する情報を積極的に公開し、もって埼環協の公正で開かれた活動を推進するために必要な事項を定める。

(埼環協の責務)

第2条 埼環協は、この規程の解釈及び運用にあたり、埼環協の情報を一般に公開することの意義を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をすることを責務とする。

2 個人に関する情報の保護については個人情報保護方針に定める。

(利用者の責務)

第3条 埼環協が公開した情報を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に沿って適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報の公開方法)

第4条 埼環協は、情報公開の対象となる書類等を本会の主たる事務所に備え置くとともにインターネットによる公開を行うものとする。

(公告)

第5条 埼環協は法令に従い、最新の事業年度にかかる貸借対照表、正味財産増減計算書の公告を行うものとする。

2 前項の公告については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に定款第3条にもとづきインターネットによる電子公告を行うとともに、本会の主たる事務所に10年間備え置くこととする。

3 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表、正味財産増減計算書は、原則として本会が定める休日以外の日の午前10時から午後4時の休憩時間を除く時間帯に、正当な理由を有する者の求めに応じて閲覧に供する。本会の業務遂行上、支障があると判断したときは閲覧の日時を指定することがある。

4 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表、正味財産増減計算書は、閲覧の結果、希望する者に全部または一部の謄写を認める。謄写に必要な費用は希望する者に実費負担を求める。

(公表する書類)

第6条 埼環協は次の書類を公表する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書

- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書

2 前項の資料において、第1号から第4号は可能な限り最新の状態のもの、第5号及び第6号は「公益法人会計基準」に準拠し作成されたものとする。又第4号から第6号までは当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、10年間備え置くものとする。第7号及び第8号については当該事業年度開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

3 第1項の書類の公表は、埼環協の主たる事務所に備え置き、前条第3項と同じ方法をもって閲覧に供するとともに、謄写を希望する者には同第4項と同じ方法によりこれを認める。

(インターネットによる情報公開)

第7条 埼環協は、第5条及び第6条で規程する情報公開のほか、広く一般の人々に、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 情報公開する事項は、この規程に定めるもののほか、理事会の決議をもってこれを定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1 この規程は平成30年1月1日から施行する。